

京都市環境審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第172号

京都市環境審議会規則の一部を改正する規則

京都市環境審議会規則の一部を次のように改正する。

第4条中「環境局」を「環境政策局」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(環境局環境企画部環境管理課)